

## 【重要事項説明書】

大一ガス株式会社

2018年4月1日実施

本書面の内容は、当社からの電気の供給開始にあたって、電力需給約款および電力需給契約書に定め取りきめる重要な内容について、抜粋しさらに説明を付け加えることでお客さまにその内容をご理解いただくためのものです。

### 1. 契約の成立および契約期間

- (1) お客さまからの契約の申し込みを受け、所定の手続きを経て当社が承諾した場合に成立し、解約される日まで継続します。1 契約期間は2年間とし、契約期間満了日の1ヵ月前までに解約のお申出が無い場合は自動更新となります。
- (2) 引っ越し等の理由以外でのお客さまからの解約に際し、契約途中解約違約金として2,000円を申し受けます。

### 2. スマートメーターへの取り替え

- (1) お客さまの電気メーターがスマートメーター（デジタル電気計量器）でない場合には、需給開始にあたり、一般送配電事業者の委託を受けた工事会社の係員がスマートメーターに取り替えに伺います。なお、取り替えにかかる費用は無料です。

### 3. 他の小売電気事業者（現在の電力会社）からの当社への切り替えに伴う不測の不利益について

- (1) 従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような状況が発生する可能性があります。従前の小売電気事業者にご確認ください。
  - ① 過去の電力使用量の照会ができなくなるなど
  - ② 契約期間中の解約に伴う違約金の発生など（複数年契約などの場合）
  - ③ 発行ポイントの失効など
  - ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間のクリアなど

### 4. ご契約内容の確認

- (1) 本契約は、お客さまからのお申し込みを受け当社が承諾したときに成立し、変更および解約がなされるまでその契約内容が継続します。
- (2) ご契約いただく電気料金メニューや契約電力（kW）または契約容量（kVA）等については、お客さまのお申し込みいただいた内容に基づき適用いたします。
- (3) 電気料金メニュー適用期間は以下のとおりです。  
需給開始日から、2年目の満了日の属する月の前月の締め日までに変更のお申し出がない場合、満了日の翌日からその2年目が属する月の締め日の前日まで継続され、以後これになります。

### 5. 電気需給開始予定日

- (1) 需給開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、需給開始日は、需給開始後に改めて書面にてお客さまにお知らせいたします。（お申し込み時のお客さま情報の誤り等があった場合には、

所定の手続きに時間を要することがあります。その場合は、あらかじめお伝えした日に供給を開始できない場合があります。)

- ① 契約需要場所にスマートメーター（デジタル電気計量器）が設置されていない場合  
お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日が当社からの供給開始日です。  
申込日から起算すると次々回検針日に開始となります。
  - ② 契約需要場所にスマートメーター（デジタル電気計量器）が設置されている場合  
お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日です。  
申込日から起算すると次回検針日に開始となります。
- (2) ご希望の需給開始日をご指定頂いても、当社および一般送配電業者の行う所定の手続きが必要でありその作業日数を要するため、ご希望の需給開始日から需給を開始することはできません。

## 6. 供給電圧および周波数

- (1) 当社は、一般送配電事業者にお客さまの供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。（供給電圧 100V、200V、100V および 200V）・周波数は60Hz とします。

## 7. 電気ご使用量の検針や電気料金の計算方法について

- (1) 当社は、一般送配電事業者が検針した電気使用量を締め日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算します。電気料金の計算方法については大いでんき電力需給約款【低圧】をご確認ください。
- (2) 当社は、電気の需給開始日から最初の締め日まで、または解約前の締め日の翌日から次回の締め日が到来する以前に解約する場合、基本料金もしくは最低料金ならびに電力量料金を日割計算して電気料金を請求いたします。

## 8. 電気料金の請求について

- (1) 原則として電気料金についての請求書は発行いたしません。
- (2) お客さまからの申出があった場合は、請求書、領収書および支払証明書を書面にて発行いたします。
- (3) 上記の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお支払いいただきます。発行手数料は請求書、利用明細書、1通につき100円（税別）、完済証明書1通につき500円（税別）とします。

## 9. 決済方法について

- (1) 電気料金およびガス料金やでんわ料金とのセットプランの代金の支払いは、原則、口座振替（自動引き落とし）でお願いいたします。
- (2) 現在、当社よりガスを供給させていただいているお客さまで口座振替（自動引き落とし）以外の方法で決済されているお客さまにつきましては、電気契約に際して、原則として口座振替（自動引き落とし）による決済に変更をお願いいたします。なお、ガス料金の支払いに関しましても電気契約に際し、

同じく口座振替（自動引き落とし）による決済とさせていただきます。

- (3) 電気契約に際し大一でんわとのセットプランにてでんわの契約をされたお客さまのでんわ料金に関しても同じく口座振替（自動引き落とし）による決済とさせていただきます。

## 10. 電気料金の支払期限日について

- (1) 電気需給契約に定める支払期限日に、電気料金をお支払いいただきます。
- (2) セットプランを契約のお客さまについては電気需給契約に定める支払期限日に、電気料金に加えて、ガス料金やでんわ料金を合算してお支払いいただきます。
- (3) 電気料金に対する延滞利息

お客さまが電気料金を支払期限日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、年 14.6 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。ただし、電気需給契約書において電気料金の支払い方法を自動引き落としと定めている場合で当社の都合により料金が支払期限日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

## 11. 電気料金のお支払いについて

- (1) 「でんき単体」での契約のお客さま  
電気料金のお支払いには、当社取り扱いの口座振替（自動引き落とし）をご利用いただけます。
- (2) 「ガス+でんき」での契約のお客さま  
電気料金は、電気料金の算定締め日同月のガスの検針日にお知らせする【ガス料金】と合算して請求いたしますので、ガス料金と合算して口座振替（自動引き落とし）でお支払いいただきます。
- (3) 「でんき+でんわ」での契約のお客さま  
電気料金は、電気料金の算定締め日同月以降に料金算定される【でんわ料金】と合算して請求いたしますので、でんわ料金と合算して口座振替（自動引き落とし）でお支払いいただきます。
- (4) 「ガス+でんき+でんわ」での契約のお客さま  
電気料金は、電気料金の算定締め日同月のガスの検針日にお知らせする【ガス料金】と電気料金の算定締め日同月以降に料金算定される【でんわ料金】と合算して請求いたしますので、合算分を原則ガス料金と同一の方法（口座振替）でお支払いいただきます。

## 12. お客さまからのお申し出による契約の変更

- (1) 契約内容の変更およびお引越し（転居）に伴う解約については、変更または、解約希望日の 1 ヶ月前までに当社窓口までご連絡ください。
- (2) 1 年間に 2 回以上のプラン変更はできません。

## 13. その他需給に関わる費用

- (1) 需給開始等に伴い工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り算定した費用を当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さ

まが電気を不正に使用した際の違約金など一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

#### 14. 電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

- (1) 電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
- ① お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
  - ② 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
  - ③ お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
  - ④ お客さまの電気のご利用に伴い他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持
  - ⑤ お客さまが使用されている装置・設備の施設・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知

#### 15. 当社からの契約の変更および解約について

- ① 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、電気需給約款および別表を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ当社ホームページ等に一定期間掲載することでお知らせいたします。
- ② お客さまと当社とのこれまでの契約状況により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ③ その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合や、お客さまが当社の電気需給約款に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。

#### 16. 【ガス】とのセットプランについて

##### (1) ガスとのセットプランに関する適用条件

- ① 当社のガス（以下、ガスといいます）と電気のご使用場所が同じであること
- ② 原則としてガスと電気のご契約者が同じであること
- ③ 原則としてガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

※合算とは、料金を、口座振替払いの場合は同一の口座から合算して同時に支払うことをいいます。

※複数のガス契約を締結いただいている場合には、ガス契約のご使用場所ごとにセット割を適用させていただきます。

●小売電気事業者：大一ガス株式会社 愛媛県松山市萱町1-3-12

●登録番号：A0089

●問い合わせ先：大一ガスお客さまスクエア 代表 089-941-7938